

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

“人つどい、神笑う”いのちをつなぐ「日本のふるさと」高千穂再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県、高千穂町

3 地域再生計画の区域

宮崎県西臼杵郡高千穂町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は宮崎県の北西部に位置し、大分県と熊本県に接し、九州山脈の中央部を形成している。総面積 23,732ha のうち森林面積が 19,745ha で町全体の約 83%を占めている。町の中心部を九州山脈に源を発した五ヶ瀬川が西北から南東にかけて貫流し、途中、名勝天然記念物高千穂峡が神秘的かつ雄大な自然を創出している。

豊かな自然に恵まれている本町は、県内外に「神話と伝説の里、峡谷のまち」として知られており、町内には高千穂神社や天^{あまのいわと}岩戸神社などの観光資源が多く点在し、年間 100 万人を越える観光客が訪れる県内随一の観光地である。また、「ひむか神話街道」「フォレストピア六峰街道」の開通に伴い、自然を求めて訪れる観光客や登山客等は、依然増加傾向にあり、その中でも豊かな自然に囲まれた「四季見原すこやかなの森キャンプ場」は夏場の涼を求めて訪れる県内外の宿泊客を受け入れる重要な観光資源になっている。しかしながら、それらの観光資源にアクセスしている町道及び林道は、山間部特有の幅員が狭く、急勾配、急カーブであり、場所によっては、未舗装の箇所もあり、夏の大雨時等には通行止めとなるなど安全面はおろか観光客の受け入れにも支障をきたしている。

本町ではまた、恵まれた自然環境を活かした農林業も盛んであり、地域の先人が築き、今も維持されている大切な伝統的農林業と文化を未来につなぐため

世界農業遺産認定を目指す活動を行っている。しかし、近年の一次産業を取り巻く情勢の変化に加え、高齢化・兼業化の進展、担い手不足による耕作放棄地や荒廃森林が増加傾向にある。これらの問題は、生産基盤整備の不備によるもので、特に道路網の整備不足によるところが大きいことから、農業機械の大型化や高性能林業機械の導入による作業の合理化及び効率化・生産コストの低減のため林道、農道の整備をする。

また、地形が急峻であるため台風等による大雨によって路面洗掘や崩土、路肩決壊等の災害が発生し、道路の寸断によって集落が孤立することが頻繁に発生しているため町道を整備する。

これらの整備により水稻、茶、園芸等の新しい特産品づくり、観光客の受け入れと地域生活環境の改善、観光スポットまでのアクセス改善、地域の道路ネットワークの構築を図り、中山間地域の再生を目指す。

(1) 観光基盤の整備

本町は、高千穂峡や国見ヶ丘などの自然資源と、生活風土、神話、夜神楽、民謡等が有機的につながり、観光の町を形成している。

観光業は、年間 100 万人を超す観光客の入込実績を上げているものの、宿泊客数は、約 1 割程度と少なく、第三次産業に対しての波及効果が今一つ伸び悩んでおり、また様々な施設の老朽化、バリアフリー対応の遅れなどの課題も産業基盤の不安定要素となっている。

このような現状を踏まえ、既存観光地の整備拡充はもちろんであるが、新たな観光資源を掘り起こし滞在型観光地への転換を図るため九州中央部（大分、宮崎、熊本）が広域的に連携した観光振興に取り組むとともに、九州中央部の観光地としての位置づけを高めるため、アクセス道路である国県道、町道、林道、広域農道等の整備促進と九州横断自動車道路延岡線の早期実現、観光客誘致運動の推進、観光広域ルートの開発、各種イベントの開催、伝承神楽、民謡の普及と保存など、総合的な施策を展開するとともに、観光客一人一人の満足度を上げるためリピーターや滞在客などを増やすメニューづくりなどに取り組んで行く。

(2) 農林業基盤の整備

本町では、高冷地農業として高千穂夏秋菊をブランド化し年次生産と所得の向上に成功しており、夏秋野菜としてのナス、キュウリ、トマト、さといもなども水田転作推進の成果等によって生産量が拡大し、本町農業の一翼を担って

いるが、農業後継者がいる割合は全国平均 41.4%に対し高千穂町は平均 35.95%と低く、逆に就農者の高齢化率は全国平均の 34.30%に対し 35.34%と高く、担い手不足を背景に農家戸数（1,301 戸→1,206 戸）の減少が続き新規就農者は十分に確保されていない現状である。林業についても、自然災害の防止など多様な公益的機能をもつ森林を保全する重要性は高まって来ているが、林業を取り巻く状況は依然厳しく、昭和の外国産材の輸入自由化に起因する国産材の価格低迷が依然続いており、生産意欲の減退、後継者不足や林業労働者の高齢化等により、保育や間伐等の森林整備が遅れている状況である。

このような中、農業では担い手の育成・確保対策について、認定農業者制度による各種施策の集中的・重点的な実施による「効率的かつ安定的な担い手」の育成を図ることを基本に、農業生産法人などの多様な担い手の確保対策の推進を行っており、グリーンツーリズム・都市との交流などに積極的に取り組み、U・J・I ターンを希望する人たちの受け皿作りとしての、ソフト、ハード面の整備充実を図っている。林業については、森林整備事業等の補助制度の活用を普及啓発しながら、価値のある山林の構築をめざし、本町集約化計画に基づいた、提案型集約化施業の推進を図っていく。

農林業就業者の意欲を高めるためには収益の確保が必要であり新鮮野菜と花卉の販売拡大と効率的な間伐施業等によるコストの削減が必要であり、効果的な作業道の整備をはじめ、町道・林道の整備、高速道路網、広域農道の早期完成が必要であり、地域の自立促進は道路交通網の整備にかかっている。

（3）道路網の整備

平成 27 年 4 月より火災や各種災害、救急・救助用務に対応するために、西臼杵広域消防本部の運用が開始され消防常備化が図られることとなり“いのちをつなぐ”路網のネットワーク整備が急務となってくる。

道路は地域住民の安全で快適な生活と地域の活性化を実現するための重要な社会資本でありその整備状況によっては、災害時の救援物資の輸送、救助、救急、消火活動等に大きな影響を及ぼす恐れがあることや、車両の大型化や交通量の増加、高千穂鉄道の廃止によって、その役割は極めて多面的で重要なものとなっている。しかし本町においては、複雑で急峻な地形のため工事費が割高となり、山間地に点在する集落までの生活道路の整備が遅れている現状である。

道路網整備の中で、町道の役割は大きく地域住民の生活道路として、安全で快適な住みよい生活環境を確保するために整備を行い併せて、年間切れ間のない観光シーズンに渋滞等を繰り返していた観光地への連絡道についても効率的に整備する。特に山間部における未改良区間については、超高齢化社会に対応した安全で災害に強い道づくりが急務であり、改良を中心に効果的な整備に努

める。

農道も農山村にとっては重要な生活路線であり地域の活性化と農道の機能強化をさらに高める事、また広域農道整備事業については、各方面への農畜産物等の輸送はもちろん、地域間の交流や活性化に大きく貢献することが考えられる路線であるので早急に整備を進める。

林道網の整備は、奥地山村の振興と林業経営活性化のためには不可欠なものであり、伐期に達した林分の多い地域では高性能機械等を活用した木材搬出をはじめとする森林施業の効率化が図られるように、新たに基幹道路となる林道開設に取り組み、既設林道については地元の生活道路や観光客のアクセス道路にも利用されることから、通行車両の安全確保や老朽化対策の推進のため法面改良・舗装、橋梁補修に取り組む。

(目標 1) 観光業の振興

(宿泊客の増 約 10.0%)

134,900 人(H24) → 141,000 人(H29) → 148,400 人(H31)

(観光客入込数の増 約 10.2%)

1,372,600 人(H24) → 1,442,000 人(H29) → 1,512,600 人(H31)

(目標 2) 農林業の振興

(年間搬出間伐実施面積の増 約 26%)

95ha(H25) → 107ha(H29) → 120ha(H31)

(不作付地の解消 20%)

164ha(H25) → 150ha(H29) → 131ha(H31)

(目標 3) 道路ネットワークの確保

町道整備による危険箇所の解消・渋滞緩和

4 箇所(H27) → 3 箇所(H29) → 0 箇所(H31)

広域農道整備による農畜産物等の輸送路改善

(資材や農産物の輸送時間短縮)

平均 24 分(H26) → 平均 14 分(H29) → 平均 14 分(H31)

林道整備による木材等の輸送路改善

(開設後かなりの期間が経過しており法面の風化・崩壊、路面洗堀が著しい)

保全(老朽化)対策推進率

0% (H26) → 100% (H29) → 100% (H31)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地域森林計画に記載されている「林道 高千穂・日之影線」「林道 黒原・煤市線」「林道 親父山・五ヶ所線」「林道 上の切線」「林道 大地ヶ谷線」を整備することにより、高性能林業機械等を活用した伐木造材や大型機械での木材搬出による木材生産コストの削減に大きな役割を果たすと共に、これまで台風や豪雨等自然災害により道路が寸断され孤立状態に陥ったことのある当該地域の集落の非常時の迂回路としての効果も期待できる。また、観光資源（二上神社・秋元神社等）へのアクセス改善にもつながるため早急に整備する。

「町道 高千穂峡線」「町道 八幡～堺野線」「町道 神原～津留線」「御塩井～下押方線」「野方野線」については、急峻な地形に加え幅員が狭小な箇所が多く、近年の観光客増加に伴う安全性確保や、拠点施設等へのアクセスに支障をきたしてきたため、景観に配慮する形で法面改良と拡幅・舗装を実施し、通行の安全性の向上と公共施設等への時間短縮、物流効率化を目的として整備する。

「広域農道 西臼杵地区」は農畜産物の集出荷をはじめとする、営農の効率化はもちろん、生活道路として地域間の交流や活性化に大きく貢献するものと地域住民の期待も大きいため早急に整備する。

農林業については、関係機関とも連携しこれらの整備に併せて生産性の向上や労働環境整備のため作業路網の整備を進めるとともに、県の西臼杵支庁や総合農業試験場とともに、高温耐性のある良食味米や酒米等の新需要米や釜炒茶など中山間地域の特性を活かせる新しい茶、ラナンキュラスの生産コスト低減や難防除病害対策の普及に取り組み、担い手の育成に取り組んでいく。

また、観光の振興については、本町の重点目標であり近年、周辺には新しい観光地も誕生していることから、従来からの振興対策の強化を行う一方、フォレストピア圏域や定住自立圏協定、阿蘇くじゅう広域観光圏など広域的に県内外の市町村と連携し観光資源の開発や観光誘致に努め、九州中央部の観光地として位置づけを高める。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道：道路法に規定する町道に認定済み。

高千穂峡線 : 平成 3 年 3 月 27 日

やはた^{さかいの} 八幡～堺野線 : 大正 10 年 6 月 21 日

こうぼる^{つる} 神原～津留線 : 大正 10 年 9 月 6 日

おしおい^{しもおしかた} 御塩井～下押方線 : 昭和 34 年 4 月 1 日

のかたの 野方野線 : 昭和 38 年 3 月 22 日

- ・広域農道：事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成 14 年 5 月 1 日に確定している。

西臼杵地区

- ・林道：森林法による五ヶ瀬川地域森林計画（平成 26 年樹立）に路線を記載。但し、高千穂・日之影線については、五ヶ瀬川地域森林計画変更計画書（平成 27 年策定）に路線を記載予定。

高千穂・日之影線

くろぼる^{すすいち} 黒原・煤市線

おやじやま^{ごかしよ} 親父山・五ヶ所線

じょう^{きり} 上の切線

おおじがたに 大地ヶ谷線

[施設の種類]

[事業主体]

- | | |
|-------|----------|
| ・町道 | 高千穂町 |
| ・広域農道 | 宮崎県 |
| ・林道 | 宮崎県・高千穂町 |

[事業区域]

- ・西臼杵郡高千穂町

[事業期間]

- ・町道 平成 27～30 年度
- ・広域農道 平成 27 年度
- ・林道 平成 27～31 年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 L=1.32 k m、広域農道 L=0.63km、林道 L= 14.86 k m
(うち林道保全対策 1 路線 L=10m)
- ・総事業費 1,933,940 千円 (うち交付金 960,970 千円)
 - 町道 285,140 千円 (うち交付金 142,570 千円)
 - 広域農道 100,000 千円 (うち交付金 50,000 千円)
 - 林道 1,548,800 千円 (うち交付金 768,400 千円)
 - うち林道の保全対策 8,800 千円(うち交付金 4,400 千円)

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「共存と交流がもたらす活力まちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 町単独事業

内 容 町独自に町道の改良等を行い補助事業との相乗効果を発揮させるために行う。

実施主体 高千穂町

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(2) 社会資本整備総合交付金事業

内 容 基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に整備を行う。

実施主体 高千穂町

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(3) 新規就農総合支援事業

内 容 新規就農時の資金面での負担軽減のため給付金を支給し就農者の定着促進を図るためにおこなう。

実施主体 高千穂町

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(4) 目指せ 6 次化みやざき未来農業創出事業

内 容 農業法人等の経営の多角化や他産業等からの農業参入など農業の総合産業化による商品やサービスの提供により農業所得の向上を目指す。

実施主体 高千穂町

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(5) 林業担い手対策基金事業

内 容 森林組合作業班の社会保険料等の事業主負担分への補助を行う。

実施主体 高千穂町

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(6) 経営所得安定事業

内 容 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦、大豆等への作付転換を促す。

実施主体 高千穂町

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(7) 自然公園等施設整備事業

内 容 既往の自然公園施設の老朽化、バリアフリー対応を進め観光業の基盤の安定を図る。

実施主体 高千穂町

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(8) ヒルクライムチャレンジシリーズ補助事業

内 容 リピーターや滞在客などを増やすための新たなメニューとして観光協会が取り組む事業に補助を行う。

実施主体 観光協会

実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

6 計画期間

平成 27 年度～31 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に宮崎県及び高千穂町建設課、農林振興課、農地整備課により必要な調査を行い、状況を把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	(基準年度)	H29年 (中間年度)	最終目標
目標1 宿泊客の増 観光客入込数の増	(H24年) 134,900人 1,372,600人	141,000人 1,442,000人	148,400人 1,512,600人
目標2 年間搬出間伐実施面積の増 不作付地の解消	(H25年) 95ha 164ha	107ha 150ha	120ha 131ha
目標3 町道の危険箇所の解消・渋滞の緩和 資材や農産物の輸送時間の短縮 保全対策推進率	(H27年) 4箇所 0分 0%	3箇所 平均5分 100%	0箇所 平均10分 100%

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
観光客入込数・宿泊客数の増加	企画観光課の観光統計より
年間搬出間伐実施面積の増	西臼杵森林組合の実績データにより
不作付地の解消	農業委員会の公表データにより
町道の危険箇所の解消・渋滞の緩和	路線ごとの現地確認により
資材や農産物の輸送時間の短縮	路線ごとの輸送時間の計測により
保全(老朽化)対策推進率	高千穂町農林振興課職員で独自調査

・目標の達成状況以外での評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(宮崎県、高千穂町のホームページ)の利用、その他町広報により公表する。

8 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

9 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

10 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし